

建築基準法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（構造） 第二百二十六条の三 前条第一項の排煙設備は、次に定める構造としなければならぬ。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 前号の自動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から八十センチメートル以上一・五メートル以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね一・八メートルの高さに設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。</p> <p>六～十 （略）</p> <p>十一 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルを超える地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行つことができるものとすること。</p> <p>十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（適用の範囲） 第二百二十九条の三 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇降機については、</p> | <p>（構造） 第二百二十六条の三 前条第一項の排煙設備は、次に定める構造としなければならぬ。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 前号の自動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から八十センチメートル以上一・五メートル以下の高さの位置に、天井からつり下げて設ける場合においては床面からおおむね一・八メートルの高さに設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。</p> <p>六～十 （略）</p> <p>十一 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルをこえる地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行なうことができるものとすること。</p> <p>十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（適用の範囲） 第二百二十九条の三 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇降機については、</p> |

それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- 一 特殊な構造又は使用形態のエレベーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第二百二十九条の六、第二百二十九条の七、第二百二十九条の八第二項第二号、第二百二十九条の九、第二百二十九条の十第三項及び第四項並びに第二百二十九条の十三の三の規定
- 二・三 (略)

(エレベーターの構造上主要な部分)

第二百二十九条の四 エレベーターのかご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分(以下この条において「主要な支持部分」という。)の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

- 一 (略)
- 二 かごを主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーターにあつては、設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮したエレベーター強度検証法により、前号イ及びロに掲げる基準に適合するものであることについて確かめられたものであること。
- 三 (略)

2 (略)

一〜三 (略)

四 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又は吊るることができる部分について、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を国土交通大臣が定めた限界安全率(エレベーター

それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- 一 特殊な構造又は使用形態のエレベーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第二百二十九条の六、第二百二十九条の七、第二百二十九条の九、第二百二十九条の十第三項及び第二百二十九条の十三の三の規定
- 二・三 (略)

(エレベーターの構造上主要な部分)

第二百二十九条の四 エレベーターのかご及びかごを支え、又はつる構造上主要な部分(以下この条において「主要な支持部分」という。)の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

- 一 (略)
- 二 かごを主索でつるエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーターにあつては、設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮したエレベーター強度検証法により、前号イ及びロに掲げる基準に適合するものであることについて確かめられたものであること。
- 三 (略)

2 (略)

一〜三 (略)

四 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又はつるることができる部分について、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を国土交通大臣が定めた限界安全率(エレベーター

の設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもた
らすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による
強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除
して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。

3 前二項に定めるもののほか、エレベーターのかご及び主要な支持
部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければなら
ない。

一 (略)

二 主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあ
るものにあつては、二以上の部分で構成され、かつ、それぞれが
独立してかごを支え、又は吊ることができものであること。

三 滑節構造とした接合部にあつては、地震その他の震動によつて
外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を
用いるものであること。

四 滑車を使用してかごを吊るエレベーターにあつては、地震その
他の震動によつて索が滑車から外れるおそれがないものとして国
土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

五 (略)

(エレベーターのかごの構造)

第二百二十九条の六 エレベーターのかごは、次に定める構造としな
ければならない。

一 各部分は、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なものとし
て国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

二 (略)

三 かご内の人又は物が釣合おもり、昇降路の壁その他のかご外の

の設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもた
らすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による
強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除
して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。

3 前二項に定めるもののほか、エレベーターのかご及び主要な支持
部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければなら
ない。

一 (略)

二 主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあ
るものにあつては、二以上の部分で構成され、かつ、それぞれが
独立してかごを支え、又は吊ることができものであること。

三 滑節構造とした接合部にあつては、地震その他の震動によつて
外れるおそれがないものであること。

四 滑車を使用してかごをつるエレベーターにあつては、地震その
他の震動によつて索が滑車から外れないものであること。

五 (略)

(エレベーターのかごの構造)

第二百二十九条の六 エレベーターのかごは、次に定める構造としな
ければならない。

一 各部分は、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なものとし
ること。

二 (略)

三 かご内の人又は物がつり合おもり、昇降路の壁等かご外の物に

物に触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。

四 (略)

五 用途及び積載量(キログラムで表した重量とする。以下同じ。

並びに乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては最大定員(積載荷重を前条第二項の表に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒と、一人当たりの体重を六十五キログラムとして計算した定員をいう。第二百二十九条の十三の第三項第九号において同じ。)を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

(エレベーターの昇降路の構造)

第二百二十九条の七 エレベーターの昇降路は、次に定める構造としなければならぬ。

一 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口(非常口を含む。以下この節において同じ。)の戸を設けること。

二 (略)

三 昇降路の出入口の戸には、かごその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する施錠装置を設けること。

四 (略)

五 昇降路内には、次のいずれかに該当するものを除き、突出物を設けないこと。

触れるおそれのない構造とした壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。

四 (略)

五 用途及び積載量(キログラムで表した重量とする。以下同じ。

並びに乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては最大定員(積載荷重を第二百二十九条の五第二項の表に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒と、一人当たりの体重を六十五キログラムとして計算した定員をいう。以下この節において同じ。)を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

(エレベーターの昇降路の構造)

第二百二十九条の七 エレベーターの昇降路は、次に定める構造としなければならぬ。

一 昇降路外の人又は物がかご又はつり合おもりに触れるおそれのない構造とした丈夫な壁又は囲い及び出入口(非常口を含む。以下この節において同じ。)の戸を設けること。

二 (略)

三 (略)

四 昇降路内には、次のいずれかに該当するものを除き、突出物を設けないこと。

イ レールブラケット又は横架材であつて、次に掲げる基準に適合するもの

(1) 地震時において主索その他の索が触れた場合においても、かごの昇降、かごの出入口の戸の開閉その他のエレベーターの機能に支障が生じないよう金網、鉄板その他これらに類するものが設置されていること。

(2) (1)に掲げるもののほか、国土交通大臣の定める措置が講じられていること。

ロ (略)

ハ イ又はロに掲げるもののほか、係合装置その他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないものであつて、地震時においても主索、電線その他のものの機能に支障が生じないように必要な措置が講じられたもの

(エレベーターの駆動装置及び制御器)

第二百二十九条の八 エレベーターの駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によつて転倒し又は移動するおそれがないものとして国土交通大臣が定める方法により設置しなければならない。

2 エレベーターの制御器の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

一 荷重の変動によりかごの停止位置が著しく移動しないこととするものであること。

二 かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降

イ レールブラケットその他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないもの(ロに掲げる配管設備を除く。

)であつて、地震時においても鋼索、電線その他のものの機能に支障が生じないように必要な措置が講じられたもの

ロ (略)

(エレベーターの駆動装置及び制御器)

第二百二十九条の八 エレベーターの駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によつて転倒又は移動しないようにしなければならない。

2 エレベーターの制御器の構造は、かごに人が乗り又は物が積み込まれた場合に、かごの停止位置が著しく移動せず、かつ、エレベーターの保守点検を安全に行つたために必要な制御ができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

させるものであること。

三 エレベーターの保守点検を安全に行うために必要な制御ができるものであること。

(エレベーターの安全装置)

第二百二十九条の十 (略)

2 (略)

3 エレベーターには、前項に定める制動装置のほか、次に掲げる安全装置を設けなければならない。

一 次に掲げる場合に自動的にかごを制止する装置

イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合

ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合

二 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかこれらの戸を開くことができることとする装置

三 (略)

四 乗用エレベーター又は寝台用エレベーターにあつては、次に掲げる安全装置

(エレベーターの安全装置)

第二百二十九条の十 (略)

2 (略)

3 エレベーターには、前項に定める制動装置のほか、次に掲げる安全装置を設けなければならない。

一 かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じていなければ、かごを昇降させることができない装置

二 昇降路の出入口の戸は、かごその戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ外から開くことができない装置

三 (略)

四 乗用エレベーター又は寝台用エレベーターにあつては、次に掲げる安全装置

| | | | | | |
|------------------|------------|--------------------|------------|------------------|------------|
| <p>第百二十九条の四第</p> | <p>(略)</p> | <p>主索で吊るエレベーター</p> | <p>(略)</p> | <p>くさりで吊るエスカ</p> | <p>(略)</p> |
|------------------|------------|--------------------|------------|------------------|------------|

イ 積載荷重に一・一を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置

ロ (略)

4 前項第一号及び第二号に掲げる装置の構造は、それぞれ、その機能を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(適用の除外)

第百二十九条の十一 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターについては、安全上支障がない場合においては、第百二十九条の七第四号並びに第百二十九条の八第二項第二号、前条第三項第一号から第三号までの規定は、適用しない。

(エスカレーターの構造)

第百二十九条の十二 (略)

2 建築物に設けるエスカレーターについては、第百二十九条の四(第三項第五号を除く。)及び第百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | | | |
|------------------|------------|--------------------|------------|------------------|------------|
| <p>第百二十九条の四第</p> | <p>(略)</p> | <p>主索でつるエレベーター</p> | <p>(略)</p> | <p>くさりでつるエスカ</p> | <p>(略)</p> |
|------------------|------------|--------------------|------------|------------------|------------|

イ 積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置

ロ (略)

(適用の除外)

第百二十九条の十一 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターについては、安全上支障がない場合においては、第百二十九条の七第三号並びに前条第三項第一号及び第三号の規定は、適用しない。

(エスカレーターの構造)

第百二十九条の十二 (略)

2 建築物に設けるエスカレーターについては、第百二十九条の四(第三項第五号を除く。)及び第百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-----------|--------------------------------|--------------------------|
| 一 項第二号 | ター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター | レーターその他国土交通大臣が定めるエスカレーター |
| (略) | (略) | (略) |

3～5 (略)

(小荷物専用昇降機の構造)

第二百二十九条の十三 小荷物専用昇降機は、次に定める構造としなければならぬ。

一 昇降路には昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出し入れ口の戸を設けること。

二 (略)

三 昇降路のすべての出し入れ口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。

四 (略)

(非常用の昇降機の設置及び構造)

第二百二十九条の十三の三 (略)

2 前項の非常用の昇降機であるエレベーター(以下「非常用エレベーター」という。)の数は、高さ三十一メートルを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の表に定める数以上とし、二以上の非常用エレベーターを設置する場合には、避難上及び

| | | |
|-----------|--------------------------------|--------------------------|
| 一 項第二号 | ター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター | レーターその他国土交通大臣が定めるエスカレーター |
| (略) | (略) | (略) |

3～5 (略)

(小荷物専用昇降機の構造)

第二百二十九条の十三 小荷物専用昇降機は、次に定める構造としなければならぬ。

一 昇降路には昇降路外の人又は物がかご又はつり合おもりに触れるおそれのない構造とした丈夫な壁又は囲い及び出し入れ口の戸を設けること。

二 (略)

三 昇降路のすべての出し入れ口の戸が閉じていなければ、かごを昇降させることができない装置を設けること。

四 (略)

(非常用の昇降機の設置及び構造)

第二百二十九条の十三の三 (略)

2 前項の非常用の昇降機であるエレベーター(以下「非常用エレベーター」という。)の数は、高さ三十一メートルをこえる部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の表に定める数以上とし、二以上の非常用エレベーターを設置する場合には、避難上及び

消火上有効な間隔を保つて配置しなければならない。

| | | |
|-----|------------------------------|------------------------------|
| | 高さ三十一メートルを超える部分の床面積が最大の階の床面積 | 非常用エレベーターの数 |
| (-) | (略) | (略) |
| (二) | 千五百平方メートルを超える場合 | 三千平方メートル以内を増すごとに(-)の数に一を加えた数 |

3 (略)

4 非常用エレベーターの昇降路は、非常用エレベーター二基以内ごとに、乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲を除き、耐火構造の床及び壁で囲まなければならない。

5・6 (略)

7 非常用エレベーターには、かごを呼び戻す装置（各階の乗降ロビー及び非常用エレベーターのかご内に設けられた通常の制御装置の機能を停止させ、かごを避難階又はその直上階若しくは直下階に呼び戻す装置をいう。）を設け、かつ、当該装置の作動は、避難階又はその直上階若しくは直下階の乗降ロビー及び中央管理室において行うことができるものとしなければならない。

8 (略)

9 非常用エレベーターには、第二百二十九条の八第二項第二号及び第二百二十九条の十第三項第二号に掲げる装置の機能を停止させ、かごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置を設けなければ

消火上有効な間隔を保つて配置しなければならない。

| | | |
|-----|------------------------------|------------------------------|
| | 高さ三十一メートルをこえる部分の床面積が最大の階の床面積 | 非常用エレベーターの数 |
| (-) | (略) | (略) |
| (二) | 千五百平方メートルをこえる場合 | 三千平方メートル以内を増すごとに(-)の数に一を加えた数 |

3 (略)

4 非常用エレベーターの昇降路は、非常用エレベーター二基以内ごとに、乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除き、耐火構造の床及び壁で囲まなければならない。

5・6 (略)

7 非常用エレベーターには、かごを呼び戻す装置（各階の乗降ロビー及び非常用エレベーターのかご内に設けられた通常の制御装置の機能を停止させ、かごを避難階又はその直上階若しくは直下階に呼び戻す装置をいう。）を設け、かつ、当該装置の作動は、避難階又はその直上階若しくは直下階の乗降ロビー及び中央管理室において行うことができるものとしなければならない。

8 (略)

9 非常用エレベーターには、第二百二十九条の十第三項第一号に掲げる装置の機能を停止させ、かごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置を設けなければならない。

ばならない。

10
12 (略)

(位置の制限を受ける処理施設)

第三十条の二の二 法第五十一条本文(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)

イ (略)

ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

(基礎工事用機械等の転倒による危害の防止)

第三十六条の四 建築工事等において次に掲げる基礎工事用機械(動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものに限る。)又は移動式クレーン(吊り上げ荷重が〇・五トン以上のものに限る。)を使用する場合には、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない。ただし、地盤の状況等により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

一〇八 (略)

ばならない。

10
12 (略)

(位置の制限を受ける処理施設)

第三十条の二の二 法第五十一条本文(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)

イ (略)

ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

(基礎工事用機械等の転倒による危害の防止)

第三十六条の四 建築工事等において次に掲げる基礎工事用機械(動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものに限る。)又は移動式クレーン(つり上げ荷重が〇・五トン以上のものに限る。)を使用する場合には、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない。ただし、地盤の状況等により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

一〇八 (略)